

● 受付回収窓口

大阪市では、次の受付回収窓口で、紙パック・乾電池・蛍光灯管・水銀体温計と、マタニティウェア・ベビー服・子ども服を回収しています。



■ 環境事業センターなど ● 祝日の場合も受付しています。

受付場所	受付曜日	受付時間	受付場所	受付曜日	受付時間
北部環境事業センター	火・金	9:30~12:00	東部環境事業センター	火・金	9:30~12:00 13:00~16:00
東北環境事業センター	月・木		御崎受付所 (西南環境事業センター)	月・金	
城北環境事業センター	月・金		南部環境事業センター	月・金	
西北環境事業センター	火・金		東南環境事業センター	火・金	
中部環境事業センター	火・金		リサイクルプラザ赤川	月・土	
中部環境事業センター出張所 (紙パック・乾電池・蛍光灯管・水銀体温計のみ)	火・金	13:00~16:00	リサイクルプラザ塩草 (マタニティウェア・ベビー服・子ども服のみ)	開館日	10:00~12:00 13:00~16:30
西部環境事業センター	火・金				

※リサイクルプラザ塩草の休館日…毎週火曜日、第4火曜日の翌日から3日間、年末年始。

■ 区役所 ● 祝日の場合は受付していません。

受付場所	受付曜日	受付場所	受付曜日	受付場所	受付曜日
北区役所	木	天王寺区役所	火	城東区役所	金
都島区役所	金	浪速区役所	木	鶴見区役所	火
福島区役所	火	西淀川区役所	金	阿倍野区役所	火
此花区役所	木	淀川区役所	木	住之江区役所	木
中央区役所	月	東淀川区役所	金	住吉区役所	金
西区役所	木	東成区役所	金	東住吉区役所	金
港区役所	金	生野区役所	木	平野区役所	金
大正区役所	火	旭区役所	木	西成区役所	木

※受付時間はいずれも10:00~16:00です。※年末年始は受付を休止する期間があります。
※区役所出張所では受け付けていません。

■ 回収ボックスの設置

乾電池・蛍光灯管・水銀体温計につきましては、回収ボックスをスーパーマーケット等に設置しています。回収ボックスを設置しているスーパーマーケットには、回収品目を書いたステッカーを表示しています。なお公共施設には、乾電池・蛍光灯管・水銀体温計の他、紙パックの回収ボックスも設置しています。(紙パック受付カードへのスタンプの押印はありません。) 回収ボックスを設置している詳しい場所や回収品目については、環境局のホームページ(<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000031435.html>) または、お住まいの地域を担当する環境事業センター(裏表紙参照)にお問合せください。

■ 電話申込みによる回収

再使用できるマタニティウェア・ベビー服・子ども服について、電話申し込みにより職員がご家庭まで引き取りにお伺いします。お住まいの地域を担当する環境事業センター(裏表紙参照)へお申込みください。

■ その他

上記の施設以外にも、市民の皆さんの身近な公共施設に、紙パックの回収容器を設置して、回収を行っています。詳しくは、お住まいの地域を担当する環境事業センター(裏表紙参照)へお問い合わせください。



リ サイクル活動をあなたのまちでも!

資源の集団回収

ご家庭で不用となった新聞・雑誌や古布などはどのようにされていますか? これらは、たくさん集めて、まとめて再生資源回収業者に引渡すことにより、立派な資源としていかすことができます。

皆さんの地域の子ども会や町会などで、協力しあってこれらの資源物を回収する活動を「集団回収」といいます。

集団回収には、右のようなメリットがあります。

- ごみの減量や資源の有効活用に役立ちます。
- 地域コミュニティの交流に役立ちます。
- ものを大切にする気持ちを育てます。

集団回収を実施するためのポイント

● 役割分担を決める…役割は、みんなで公平に分担しましょう。

- (例) 会計係…回収業者との連絡調整と売却収入の管理。
- 広報係…掲示板などへの次期回収日と収入額の広報。
- 回収世話係…集積場所の安全管理・積み分け。業者への引き渡しの立ち会い。

● 回収品目を決める

- (例) 古新聞・古雑誌・段ボール・古布・アルミ缶・あきびんなど

● 回収日と場所を決める

- …「毎月第〇日曜日」などと決めると分かりやすいです。

● 回収業者を決める

新規に資源の集団回収業者をさがす際には、環境施策部(家庭系ごみ減量担当)またはお住まいの地域を担当する環境事業センター(裏表紙参照)にお問い合わせください。また、電話帳(タウンページ)にも掲載されています。

集団回収活動を支援しています!

大阪市では、古紙などの資源の集団回収を行っている住民団体に対する支援制度を設けています。支援を受けるためには、事前に団体登録が必要です。

- 対象…町会、自治会、子ども会、女性会(婦人会)、老人会、PTA・管理組合などの営利を目的としない住民団体。
- 支援内容 ①古紙の回収量に応じた「古紙再生品」等の支給
②事務用品などの購入費用の補助

詳しくは、お住まいの地域を担当する環境事業センターへお問い合わせください。(裏表紙参照)

